

(一社) 岡山県病院協会長  
(一社) 岡山県歯科医師会長  
(一社) 岡山県歯科技工士会長  
(各通)

} 殿

岡山県保健医療部医療推進課長

歯科技工士法第21条第1項の規定に基づく開設届出のなされた  
歯科技工所の一覧のホームページ等への掲載について

保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添写しのとおり、厚生労働省医政局歯科保健課長から通知がありましたので、貴会所属の会員への周知方をお願いします。

また、岡山県でも、開設の届出がなされた歯科技工所であるか否か医療機関が容易に確認できるよう、県のホームページに開設の届出がなされた歯科技工所（岡山市及び倉敷市内に設置されたものを除く。）の一覧を掲載し情報提供を行っていますので、御活用ください。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

#### 記

#### ○ ホームページ

##### (1) 歯科技工所の一覧について

次の URL から御確認ください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/550687.html>

##### (2) 本通知について

「岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ」に本通知を掲載しています。

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>